



平成27年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 ころネット株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 齋藤 高 紀
 (コード番号：6060)
問 合 せ 先 常務取締役 羽田 和 徳
 (TEL. 024-573-6556)

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の根幹となる行動規範を定め、取締役が率先して研修等へ参加することを通じ、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを遵守・実践するよう周知徹底する。
- (2) コンプライアンスを推進するために、体制の整備、コンプライアンスに係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、コンプライアンスの推進状況の定期的な検証を行う。また、これらを検討する機関として、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置するとともに、全社的なコンプライアンス推進を統括する部門を設置する。
- (3) コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかにコンプライアンスホットラインを設け、その利用について役職員に周知する。
- (4) 内部監査規程を定め、業務の実施部署から独立した内部監査部門が、実効性のある内部監査を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法令及び文書管理規程に基づき、取締役の意思決定及び職務の執行に係る重要な情報は文書または電子媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存、管理する。
- (2) 取締役、監査等委員及び子会社の監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を推進するために、体制の整備、リスク管理に係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、リスク管理の推進状況の定期的な検証を行う。また、これらを検討する機関として、取締役会の下にリスク管理委員会を設置するとともに、全社的なリスク管理を統括する部門を設置する。

- (2) リスク管理規程に基づき、リスクの特定、評価、制御による管理を実施し、これらの状況を定期的に検証することにより、リスク管理の実効性を確保していく。また、大地震等の発生や長期間のコンピュータシステム機能停止が発生した場合等の危機管理体制は、別途定める危機管理規程に基づき構築する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営方針に沿った計画を策定する。この経営計画に基づき、取締役は職務の執行を行い、その遂行状況等について定期的に取締役会に報告する。
- (2) 別途定める組織規程、職務権限規程により、当社の機構及び職位並びにその指令、命令の系列を定め、業務の適正な運営と効率化を図る。
- (3) 取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役会の下に経営会議等を設置する。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社管理規程を定め、こころネット株式会社（以下「本社」という。）の子会社（以下「子会社」という。）における経営上重要な事項について、事前・事後にわたり全般的に管理を行う。
- (2) 監査等委員は、監査等委員会監査基準等に基づき、取締役の職務執行を監査するため必要があるときは、子会社に対し営業または会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。
- (3) 内部監査部門は、本社及び子会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、その結果を監査等委員会に報告するとともに、本社社長及び被監査会社の社長に報告する。

6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項等

- (1) 必要に応じて監査等委員会の業務補助のため監査等委員スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員会の意見交換を経て決定する。
- (2) 補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分等は、監査等委員会の同意を必要とする。

7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

- (1) 次の事項を中心に、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席、取締役及び社員からの監査等委員会への報告を通して適切な報告体制を確保する。
 - ①内部統制システムの構築状況、運営状況
 - ②競業取引、利益相反取引、会社が行う無償の財産上の利益供与、子会社もしくは株主との通例でない取引等
 - ③会計方針、会計処理の方法、計算書類等の記載方法の変更
 - ④苦情の処理、内部通報システムの運営
 - ⑤内部監査部門の監査結果
 - ⑥営業の報告、業務、財産の状況
 - ⑦その他監査等委員が求める事項
- (2) 監査等委員会は、代表取締役と協議を実施するとともに、会計監査人と緊密に連携し、定期的に会合をもつなど意見及び情報交換を行い、内部監査部門とも緊密な連携を保つ。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

- (1) 社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との関係を遮断し、それら勢力にはすべての役職員が一丸となり組織的に対応する。また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一、それら勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で法的手段により対応する。

(2) 当社における反社会的勢力に関する対応主幹部門を本社総務部と定め、同社企画部とともに警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部機関と連携し情報収集を行うとともに、社内啓蒙活動に努める。

以 上